

## 議題 8

### 地域ケア推進会議について

地域ケア会議は、以下の2つに区分されます。

ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた、

- (i) 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- (ii) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- (iii) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ 地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の実情に応じて必要と認められる事項

- ・ アの事項については、地域包括支援センターが「地域ケア個別会議」を開催します。
- ・ イの事項については、運営協議会設置要綱第2条第4号に規定されている所掌事務と目的が合致する、運営協議会が「地域ケア推進会議」を実施します。